

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 暮らしの安全安心課

法令名	計量法	法令の番号					
不利益処分の種類	指定計量証明検査機関の取消し等	根拠条項	第121条第2項				
処 分 基 準	<p>○都道府県知事又は特定市町村の長は、指定計量証明検査機関が各号に該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて検査業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</p> <p>一 法第6章2節計量証明検査の規定に違反したとき。</p> <p>二 法第27条第一号又は第三号に該当するに至ったとき。</p> <p>三 法第30条第1項の許可を受けた業務規定によらないで計量証明検査（定期検査）を行ったとき。</p> <p>四 法第30条第3項、第35条又は前号の規定による命令に違反したとき。</p> <p>五 不正の手段により法第117条第1項の指定を受けたとき。</p> <p>（法第121条2項により準用）</p>						
	対応区分	① 聴聞の実施 ② 弁明の機会の付与	処理機関	暮らしの安全安心課	交付機関	暮らしの安全安心課	目次 NO